

◎新潟県告示第116号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和2年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

苗代急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた区域

柏崎市西山町妙法寺

字苗代

1466番	1号
1466番地先水路敷	2号
1497番3地先道路敷	8号
1498番地先道路敷	9号
1497番1地先道路敷	10号
1497番1	11号
1496番	12号
1492番	13号
1488番	14号
1481番	15号及び16号
1473番2	17号

字大塚

1450番	3号
1453番	7号

字袖浦

1540番	4号から6号まで
-------	----------